

熊谷市「STOP コロナ」障害者施設 PCR 検査等助成事業 Q & A

【1 助成対象となる施設及び検査対象者】

Q1-1 どのような障害者施設が、助成対象となるか。

A1-1 療養介護施設、施設入所支援施設、又は共同生活援助施設（グループホーム）であって、市内に所在するもののうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定がなされたものが対象です。

Q1-2 検査は一人につき何回まで受けることができるか。

A1-2 複数回の検査も助成の対象となります。ただし、助成金額には、一人当たり20,000円の上限を設けています。

また、予算に限りがあるため、1事業所当たりの助成金額が20,000円に申請した職員数を乗じた額に満たない場合があります。

Q1-3 国や県からすでに補助金を受けている場合でも申請は可能か。

A1-3 国、県その他の団体の助成制度による助成を受けたことのある検査は対象となりませんので、申請できません。

Q1-4 検査の対象者はどのような者か。

A1-4 対象施設の業務に従事する方を対象としています。委託職員や事務職員も含まれます。

Q1-5 入所施設に併設している通所事業所や短期入所・生活介護等のサービス事業所の職員も助成の対象に含まれるか。

A1-5 併設していても他のサービス事業所の職員は対象となりません。入所施設系サービスと兼務をしている職員は対象としてください。

Q1-6 この検査は必ず受けなければならないか。

A1-6 検査は任意です。施設の意思はもちろんですが、対象となる職員の意向をよく確認し、希望に基づいて実施してください。

【2 助成対象となる検査の種類及び期間】

Q2-1 助成対象となる検査はどのようなものか。

A2-1 PCR検査のほか、抗原検査も助成の対象です。ただし、抗体検査は対象外です。

なお、プール検査方式は、複数の検体を混合して同時に検査することにより、有病率

が低い集団においては、検査時間・費用が効率化される長所もあるとされているため、助成対象です。

Q2-2 助成対象とならない検査はどのような種類のものか。

A2-2 次のようなものです。

- 抗体検査
- 発熱、呼吸器症状、頭痛、又は全身倦怠の症状の有る方が受けた検査
- 医療保険の対象となる検査
- 国、県その他の団体の助成制度による助成を受けたことのある検査
- 3月18日から6月30日までの日以外の日を受けた検査、又は購入した検査キットによる検査

Q2-3 事前に検査キットを購入していた場合、購入費は全額対象となるか。

A2-3 助成対象期間内（3月18日から6月30日まで）に購入したもののうち、この期間内に検査実施したものに限り、助成対象となります。

したがって、例えば、期間内に検査キットを100個購入し、検査で使用したキットが60個の場合は、使用した60個分の購入費及びその他検査にかかる経費が助成の対象となり、残り40個分は対象外となります。

Q2-4 一度申請をした後に、再度追加分で申請することは可能か。

A2-4 可能です。

※ 年度をまたぐ助成事業になります。3月中に実施した検査費用については、4月15日までに申請くださるようご協力をお願いいたします。

Q2-5 重症化リスクの高い職員のみを実施する場合も対象となるか。

A2-5 一部の方の実施でも対象となります。

Q2-6 検査はいつ実施したら良いか。

A2-6 3月18日から6月30日までに検査を実施し、経費を支出したもの（領収書添付）に限ります。なお、助成金申請手続きの期限は、7月15日までとなっています。

検査の実施時期については、各事業所の都合で決めていただいてもかまいません。検査の内容は、厚生労働省ホームページ掲載の「新型コロナウイルス感染症 病原体検査の指針」をご確認ください。

Q2-7 助成対象期間は3月18日から6月30日までとされているが、3月18日より前に実施した検査は遡及して助成対象とならないのか。

A2-7 3月18日より前に実施したPCR検査等は助成の対象外です。

Q2-8 検査を実施する際に協力医に立ち会ってもらうが、その報酬は対象となるか。

A2-8 対象となります。なお、助成額に上限がありますのでご注意ください。

【3 助成金交付申請方法・書類関係】(別添の「補助金交付の流れ」を御参照ください。)

Q3-1 検査に要した費用を支出したことが確認できる書類、とはどのようなものか。

A3-1 検査機関や検査キットを購入した店舗から発行された領収書やレシートの写し(以下「領収書等」といいます。)です。

領収書等の発行に際しては、検査・購入の年月日や施設の名称の記載を、検査機関や店舗に求めてください。

なお、申請書への添付に当たっては、領収書等の余白に(1)、(2)、(3)…と番号を記入してください。また、申請書の別紙の、検査費用計算書の証憑書類番号欄には、受検日や受検者と領収書等の関係が分かるよう同じ番号を記入してください。

Q3-2 検査を実施した日が確認できる書類、とはどのようなものか。

A3-2 次のようなものです。ただし、領収書等に検査を実施した日が記載されている場合は、省略することができます。

- 検査機関が発行した検査結果(Eメール等により通知される場合は、Eメール等を印刷したもの)
- 検査キットに付属する、検査申込書等の写し(キット返送前にコピーをお取りください。)

Q3-3 助成金の関係書類はいつまで保管しなければならないか。

A3-3 この助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類は、この助成事業の完了した日の属する会計年度終了の日から5年間は保管してください。したがって、令和9年3月31日までは保管してください。

【4 その他】

Q4-1 検査の結果が陽性の場合、どのように対応すれば良いか。

A4-1 速やかに熊谷保健所(電話番号:048-523-2811)に連絡をしてください。